

大阪広域水道企業団公告第17号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、大阪広域水道企業団忠岡水道事業指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

令和元年7月16日

大阪広域水道企業団企業長職務代理者
大阪広域水道企業団副企業長 松本 要一

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	指定年月日
忠岡 第150号	株式会社楓設備工業 森下 忍	泉北郡忠岡町馬瀬二丁目8番16号	令和元年7月16日
忠岡 第151号	メイセイ設備 山下 学	高石市加茂一丁目9番17号	令和元年7月16日